

みやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱改正に係るQ & A

Q1 改正した理由は何ですか。

A1 「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)による食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から、原則全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理の実施が必要となりました。法改正等に伴い、自主基準を設定する際に基準となる県ガイドライン等も変更したものです。

Q2 改正で何が変わったのですか。

A2 事業者・生産者が自主基準を設定する際に参照すべき「自主基準の設定に関するガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)(要綱別表1)」、「業種別の「衛生管理の基準」, 「適正な表示の確認」に係る目安として実施すべき内容(要綱別表2)」、「食品別の自主検査項目(要綱別表3)」が変わりました。また、それらの改正に伴い、取組宣言者の登録承認基準も変わりました。

Q3 取組宣言者は何をしたらよいのですか。

A3 県ガイドライン及び登録承認基準が改正されたため、現在設定している自主基準について、県ガイドラインでお示ししている実施すべき標準的な取組の内容を踏まえ見直しいただき、新たに設定した自主基準を報告していただく必要があります。

Q4 今までの自主基準を具体的にどのように変更したらよいのですか。

A4 事業者は、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることになりましたので、現在の自主基準のうち、「衛生管理の基準」について、衛生管理計画(一般衛生管理に係る計画及びHACCPに係る計画)を作成し、HACCPに沿った内容に変更していただく必要があります。

一方、生産者については、「衛生管理の基準」として新たに生産管理工程計画を作成いただきます。生産工程管理計画には、農産物であれば栽培計画や農薬等の使用計画を盛り込むとともに、栽培履歴の記録や自主検査基準の実施を規定するなどして、実際に実施している内容を明確にさせていただきます。

また、事業者・生産者の共通項目として「教育訓練の実施」、「改善に係る取組」の2項目を新たに設けました。これにより、下記の5項目について、自主基準を設定していただくこととなります。

【事業者のみ】

1 衛生管理の基準

- ・衛生管理計画(一般衛生管理・HACCP)の作成、衛生管理の実施状況の記録
- ・仕入れや出荷等の記録
- ・自主検査の実施、記録

【生産者のみ】

1 衛生管理の基準

- ・生産工程管理計画の作成、生産履歴や農薬等の使用履歴等の記録
- ・出荷等の記録
- ・農薬等の自主検査の実施、記録

【共通項目】

2 適正な表示の確認

- ・関係法令の遵守、適正な表示
- ・表示確認手順の作成、記録

3 問題発生時の対応

- ・健康被害・不適正表示判明時等の対応手順の作成、措置の記録

4 教育訓練の実施

- ・自主基準に従業員等に周知徹底するため、教育訓練を実施

5 改善に係る取組

- ・自主基準が適切に運用されているか定期的に確認
- ・必要に応じて見直し

※ただし、事業形態により設定する必要がないと認められるものについては、設定不要です。

Q5 自主基準の変更が必要なのは、どんな事業者・生産者ですか。

A5 今回の改正により、県ガイドラインは「衛生管理の基準」、「適正な表示の確認」、「問題発生時の対応」、「教育訓練の実施」、「改善に係る取組」の5項目を軸に基準を設定しています。そのため、現在設定している自主基準が上記5項目を全て満たしている生産者・事業者を除き、全取組宣言者が対象となります。

Q6 自主基準の設定の仕方がよく分かりません。

A6 登録変更届出書（様式第5号）及び別紙2の記入例を送付しています。記入例は、要綱別表1及び別表2に加え、各食品等事業者団体が作成した手引書に基づいて作成していますので、それらを参考に自主基準を設定していただければと思います。

なお、手引書は厚生労働省HPで確認できます。

厚生労働省HP「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

Q7 自主基準の作成はなぜ必要なのですか。

A7 自主基準は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、事業者・生産者が設定する食の安全安心に係る基準です。

自主基準は一般の方が見られるように、店頭、パンフレット、ホームページなどで公開してください。

また、一般の方が読んで理解しやすいように、例えば衛生管理計画等の詳しい内容を全て記載するのではなく、必要に応じて内容の要約あるいは表現の簡略化等を行っていただいてもかまいません。

Q8 自主基準はいつまでに変更したらよいのですか。

A8 変更前の自主基準による登録は令和4年9月30日まで有効です。そのため、令和4年9月30日までに自主基準を変更し、その旨をご報告願います。

ご報告いただきました新しい自主基準については、県ホームページでご紹介させていただきます。

取組宣言者検索シート

<https://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/sengen.html>

Q9 自主基準変更時の書類の提出方法を教えてください。

A9 別紙様式に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX 又は電子メールにて送付願います。

郵 送：〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 食品企画班 行

F A X：022-211-2698

電子メール：syokua@pref.miyagi.lg.jp

※もしくは加入している組合等代理申請者に提出してください。

Q10 自主基準の変更が必要ですが、このまま自主基準を変更しないとどうなりますか。

A10 改正前の登録承認基準に基づき、登録されている取組宣言者は、令和4年9月30日まで登録が有効です。そのため、それ以降の期間については承認されていない扱いになるため、登録変更届出書（様式第5号）により、登録の辞退を報告願います。

Q11 まだ自主基準を変更していませんが、現在のロゴマークは掲示してもよいのですか。

A11 令和4年9月30日までの期間は、自主基準を変更していなくても掲示して問題ありません。令和4年10月1日以降は、自主基準を変更し、新たに登録承認を受けた時点で掲示願います。

Q12 現在、ロゴマークを無くしてしまいました。再度ロゴマークは貰えますか。

A12 自主基準の変更を行った際に、改めて新しいロゴマークを送付いたします。店頭等に掲示してご活用ください。